毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

### 規 則

○福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

# ○土地改良区の解散を認可した件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件

## ○道路の供用を開始する件

# ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

島

公

# ○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件

### 福島県教育委員会

○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 正

# ○平成二十六年二月十四日付け定例第二千五百六十四号中 ○平成二十三年七月一日付け定例第二千二百九十六号中

### 規 則

平成二十六年二月二十一日福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事 佐 藤 雄 平

# 福島県規則第七号

うに改正する。 福島県収入証紙条例施行規則 福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (昭和三十九年福島県規則第1 一十四号) 0) 部を次のよ

第八条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

この規則は、 平成二十六年四月一日から施行する。

### 告 示

(出納総務課)

## 福島県告示第八十四号

次の病院を平成二十六年二月十二日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第 一条第 項の規定により、

平成二十六年二月二十一日

ハ

名称 学附属病院 公立大学法人福島県立医科大 福島市光が丘

> 福島県知事 認定有効期限 婦知事 佐 藤 雄 平

日

平成二九年二月一一

(地域医療課

# 福島県告示第八十五号

으 으 스 스 스

くり課、 部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。 六年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光 (平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第一

平成二十六年二月二十一日

슬

그 그

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原百六十二 二番 一ほか

品 品

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第八十六号

地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十六年二月十四日認可し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により三和土

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村計画課)

### 福島県告示第八十七号

課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	大内線 県道相馬	路 線 名
	四番二地先まで 同 市初野字金谷内九 三番一地先から 相馬市黒木字御門一〇	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
В А	B A	_ 敷
三四一五 - · 三五 - · · 五 - · · 五	一 四四 — 五 六 ○ 三 五 ○ 〉 三 ~	(メートル)敷 地 の 幅 員
二、二四〇・〇	二、二四〇・〇	(メートル) 長

報

(道路計画課)

### 福島県告示第八十八号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	県道品	路
	県道相馬大内	線
	線	名
まで 市初野字金谷内九四 市 初野字金谷内九四から	相馬	供
	市黒	用
	馬市黒木字御門	開
	御門	始
九四	<u> </u>	Ø
番二	番一	区
地 先	地 先	間
	平	供
	成二六年二月二二	用
	六	開
	牛	始
	月	の
	$\equiv$	期
	日	日

(道路計画課)

### 公告第六十三号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する。

公

告

平成二十六年二月二十一日

申請のあった年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

名称 平成二十六年二月十日

(変更前) (変更後) NPO法人ふくしま30年プロジェクト NPO法人CRMS市民放射能測定所福島

代表者の氏名 阿部 浩美

三

主たる事務所の所在地

四 福島県福島市置賜町八番八号パセナカMisse 一F

Б. 定款に記載された目的

ら考え、 地で放射能防護に関する団体と協力することで、放射線防護に関して「自ら測り、 害を最小限に食い止めるための放射能汚染の検査体制を確立・整備するとともに、 この法人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能飛散に伴う健康被 自ら判断」する社会基盤つくりに寄与することを目的とする。 自 各

(文化振興課)

### 公告第六十四号

規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定 めるべき事項を次のとおり記載する予定である。 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) 第四十八条第四項の

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

都市計画の変更の種類及び名称

種類 三・五・四号勿来常磐線 いわき都市計画道路 一・五・一号小名浜道路

2 1

新たに都市計画に含まれる土地の区域

字大剣、字境ノ町及び字萱手の各一部の区域 わき市泉町下川のうち

わき市泉町黒須野のうち

県

2

縦覧期間

平成二十六年二月二十一日から同年三月七日まで

四

報

1

縦覧場所

福

いわき市泉町のうち 字江越及び字砂利の各一部の区域

字滝ノ沢及び字一町田の各一部の区域

いわき市添野町のうち

いわき市石塚町のうち 猿田、大町、古防、 、欠下、 兼谷沢、 頭巾平及び長沢の各一部の区域

飯塚及び餅田の各一部の区域

わき市江畑町のうち 平前及び堀ノ内の各 一部の区域

いわき市高倉町のうち

田ノ作、札場及び堤ノ上の各一部の区域

いわき市山田町のうち

都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間 和久、塙、砂方、片岸、 窪根、 壱丁田、釜谷及び長沢の各一部の区域

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画

日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記いわき都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東 縦覧期間内に福島県に提出することができる。 した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、 その他 三の2に掲げる

都市計画課

### 福 教 育 員 会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十六年二月二十一日

福島県教育委員会

# 福島県教育委員会規則第二号

# 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県立高等学校学則 (昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号) の一部を次のよ

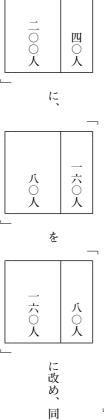
別表第一 福島県立福島商業高等学校の項中「一二〇人」を「八〇人」に、 国際経

> 済科 〇人に、 八〇人 八〇人 八〇人 八〇人 を 国際経済科 を 六〇人 六〇人 六〇人 四〇人 に改め、 に、 同表福島県立保原高 「一六〇人」を「八

等学校の項中「四四○人」を「四○○人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項福島県立修明高等学校の項中「一六○人」を「一二○人」に改め、同表福島県立小野高 に改め、同表福島県立塙工業高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表 を「六四〇人」に改め、同表福島県立長沼高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」 中「二○○人」を「一六○人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「六八○人」 を「四〇人」に、「二八〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立郡山高等学校の項 等学校の項中「七二○人」を「六八○人」に改め、同表福島県立郡山東高等学校の項中 「九二○人」を「八八○人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「八○人」 「四四○人」を「四○○人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中 八〇

「四〇人」に改め、 同表福島県立平商業高等学校の項中 六〇人 八〇人 を

を



表

改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「一六〇人」を「一二〇人」に改め、同表 高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項 高等学校の項中 福島県立相馬高等学校の項中「五二○人」を「四八○人」に改め、同表福島県立相馬東 福島県立小名浜高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立好 「二四○人」を「一二○人」に改め、同表福島県立浪江高等学校の項中「一六○人」を 一二○人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項中「二八○人」を「二四○人」に 「五六○人」を「五二○人」に改め、 同表福島県立原町高等学校の項中

六

上

六

平成

一四年四月

日

平成

一四年四

日

○平成二十六年二月十四日付け定例第二千五百六十四号中

二三九

下

ら一一

一 五 · · · ·

福

附 則「六○○人」を「五二○人」に、「八○人」を「四○人」に改める。中「一六○人」を「二二○人」に、「八○人」に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項を「四○人」に、「四○人」に改め、同表福島県立小高商業高等学校の項中「八○人」

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

○平成二十三年七月一日付け定例第二 行 一千二百九十六号中 正

誤

ージ

段

正 誤

(高校教育課)

リサイクル適性®